

平成27年6月5日

各位

会社名 日東富士製粉株式会社
代表者名 代表取締役社長 下嶋 正雄
(コード：2003 東証第1部)
問合せ先 総務部長 坂田 喜章
(TEL. 03-3553-8781)

支配株主等に関する事項について

当社の親会社である三菱商事株式会社について、支配株主等に関する事項は、以下のとおりとなりますので、お知らせいたします。

1. 親会社の商号等

(平成27年3月31日現在)

名称	属性	議決権所有割合 (%)			発行する株券が上場されている 金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
三菱商事(株)	親会社	64.9	0.0	64.9	(株)東京証券取引所 市場第1部 (株)名古屋証券取引所 市場第1部 ロンドン証券取引所

2. 親会社等の企業グループにおける当社の位置付けその他の当社と親会社等との関係

当社は、三菱商事(株)グループの一員として位置付けられています。また、三菱商事(株)は、当社の株式29,528千株(議決権比率64.9%)を保有しており、当社の親会社です。

三菱商事(株)から役員として、平成27年3月31日現在、取締役2名が転籍、取締役1名が出向、社外取締役1名および社外監査役2名が兼務しております。また、三菱商事(株)は、当社の総代理店として当社製品を各地区の特約店等を通じてお客様に販売しております。

(転籍者)

役職	氏名	転籍元の親会社等
代表取締役社長	下嶋 正雄	三菱商事(株)
取締役常務執行役員	青木 中	三菱商事(株)

(出向役員の受入れ状況)

役職	氏名	出向元の親会社等	出向者受入れ理由
取締役執行役員	箸本 隆一	三菱商事(株)	販売部門の強化のため

(役員(の)兼務状況)

役職	氏名	親会社等での役職	就任理由
社外取締役	宮原 朋宏	三菱商事(株)生活原料本部農産油脂部長	販売支援と企業運営の適正化のため
社外監査役	大沼 尚人	三菱商事(株)理事生活産業グループ管理部長	企業運営の適正化のため
社外監査役	三枝 則生	三菱商事(株)生活原料本部副本部長	企業運営の適正化のため

(以上平成27年3月31日現在)

○親会社等の経営・事業活動への影響

当社の販売は三菱商事㈱を総代理店としており、この売上高が当社売上額の約73%を占め、売上に対しては所定の販売手数料を支払っています。

一方この対価としては、当該売上債権の回収責任は総て三菱商事㈱であり当社のリスクを軽減しているほか、新規開拓・既存取引先を問わず当社営業活動全般への応援を始め、その他経営の幅広い分野で全面的協力を得ています。

また、大量の株式保有も当社にとっては安定経営の柱となっております。

○独立性確保に関する事項

当社にとって三菱商事㈱は、大株主・総代理店として影響力を有しておりますが、研究開発、市場調査、企画、購買、生産、販売等のあらゆる面を当社独自で決定し実施しております。

また、親会社から役員として諸会議へも出席しておりますが、適正な企業活動への助言や当社販売活動への支援を行うものであります。

○親会社等からの一定の独立性の確保の状況

当社は、自主独立した経営方針を持つ上場企業として、三菱商事㈱からの事業上の制約はなく独自に事業活動を行っており、一定の独立性は保たれております。

また、三菱商事㈱は総代理店ですが、基本的には当社営業員が特約店や実需者に対して営業活動を行い販売条件等も決定しており、親会社はこれを応援する形での行動であることから、親会社からの独立性は充分確保されていると考えます。

3. 支配株主等との取引に関する事項（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

(単位:百万円)

会社等の名称	属性	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
三菱商事㈱	親会社	製品の販売等 (注)2(1)	29,133	売掛金	5,027
		製品・原材料の購入 (注)2(2)	2,008	買掛金	129
		販売手数料 (注)2(1)	536	未払金	92

(注)1 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 製品の販売等については、市場価格、総原価を勘案して、一般的取引条件と同様に決定しております。

また、三菱商事㈱との販売高に対して一定の販売手数料を支払っております。

(2) 製品・原材料の購入については、市場の実勢価格を参考に、一般的取引条件と同様に決定しております。

(3) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社にとって親会社の三菱商事㈱は、総代理店として小麦粉等出荷量の過半数を取扱い、資材の仕入先の1社でもあります。販売面では、商社機能を利用する当社が一定の取扱手数料を負担するものであり、その販売は一般的取引価格で行っております。

また、仕入面も当社にとって価格等で有益な取引先として選定しているもので、一般的な取引であります。取引等を決定する際には、法及び社内規定に則り取締役会、常務会等で所定の手続きを行い、監査役や業務監査室等により会社業務が適正に遂行されていることを確認しており、こうした取引等の決定や監査機能等により、少数株主保護の体制は維持されていると判断しております。

以上